

📎 資産税～お役立ち～新聞 📎

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第 58 号(2020 年 6 月)

📎 << - - - 裁判による離縁 - - - >> 📎

📍 [離縁の方法]

性格の不一致や財産トラブル等を理由とし、養親と養子の双方が養子縁組の離縁を希望している場合には、双方の話し合いにより離縁届出を行い、養子縁組が終了します。これがいわゆる「協議離縁」と呼ばれる方法です。

しかし、養子縁組の相手方が離縁の協議に応じてくれない等、協議が成立しない場合にはどうすれば良いのでしょうか？

このようなときは、一定の場合に限って裁判による離縁が認められています。

📍 [裁判による離縁]

裁判による離縁は、どのようなケースでも認められる訳ではなく、その事由は下記のように限定されています。(民法第 814 条)

(ケース 1) 他の一方から悪意で遺棄されたとき
例えば、次のようなケースが該当します。

- 養親が、まだ幼い養子を置き去りにして行方をくらましてしまう。
- 養子が無断で家を出てしまい、年老いた養親を養おうとしない。 等々

(ケース 2) 他の一方の生死が三年以上明らかでないとき

例えば、雪山に登山したまま帰って来ず、遭難したらしい等の理由で、養親又は養子のいずれか一方の生死が三年以上不明である場合等が該当します。

(ケース 3) 縁組を継続し難い重大な事由があるとき

- 例えば、次のようなケースが該当します。
- 一方に対する重大な虐待や侮辱行為がある。
 - 性格の不一致。
 - 養親が肉体的・精神的な病により養子の養育が不可能である。

■ 一方が途方もない浪費をする。

■ 一方が犯罪を犯した。 等々

📍 [養子縁組を継続させる場合もある]

たとえ離縁の訴えが提起されたとしても、家庭裁判所は一切の事情を考慮し、このまま養子縁組を継続させた方がよいと判断した場合には、離縁の訴えを棄却することが出来ます。(民法第 814 条 2 項)

養子にとっての利益が最優先するという訳です。

📍 [先ずは調停の申し立てが先]

ところで、離縁の訴えを提起出来る事由に該当する場合であってもいきなり離縁の裁判を提起する事は出来ず、先ずは、家庭裁判所に離縁の調停を申し立てる必要があります。

これを「調停前置主義(ちょうていぜんちしゅぎ)」といいます。この調停前置主義に基づいて、先ずは、当事者双方で話し合いをします。

📍 [調停不成立の場合は審判もある]

調停において話し合いがつかない場合には、家庭裁判所は、離縁の審判を下す場合があります。ただ、この審判によって離縁が成立するケースは、一般的には少ないでしょう。

📍 [異議申し立てがあると無効に]

家庭裁判所による離縁の審判が下されたとしても、養親又は養子のいずれか一方から、その審判が下された日から 2 週間以内にその審判に対する異議申し立てがなされると、その審判は無効になってしまいます。

こうなると初めて、裁判による離縁という流れになるのです。

正に裁判は、最終手段という訳です。

📍 [終わり] 📍